令和五年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）等の一部を改正する件について

令和８年３月３１日
経済産業省イノベーション・環境局研究開発課

経済産業省は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を制定・改正したので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

＜行政手続法第 39 条第４項第８号関係＞

１．命令等の題目

- 令和５年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続）
- 令和５年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号（租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続）
- 令和５年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第三号（租税特別措置法施行規則第二十条第二十五項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続）
- 令和５年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第四号（租税特別措置法施行規則第五条の六第二十二項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に

置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続）

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

「所得税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴って当然必要とされる規定の整理に係るものであり、行政手続法第 39 条第４項８号に該当するため、意見公募は実施しておりません。